栃木県農政部週休2日制工事実施要領

令和7(2025)年10月10日農振第638号 改定

(趣旨)

第1条 この要領は、将来にわたり社会資本の整備及び維持管理を継続していくために必要な中長期的な担い手の確保・育成及び建設業従事者の労働条件や職場環境の改善の取組として実施する週休2日制工事の実施に関する事項を定めるものである。

(対象工事)

- 第2条 栃木県農政部が発注する工事(営繕工事を除く)のうち、以下を除く全ての工事を週休2日 制工事の対象とする。
 - (1) 工期が1箇月未満の工事
 - (2) 災害復旧や緊急対応が必要な工事(応急仮工事や応急本工事等)

(週休2日制工事)

- 第3条 週休2日制工事とは、「現場閉所」または「交替制」による週休2日制工事の総称をいう。 「現場閉所による週休2日制工事」により実施することを原則とし、現場閉所が困難な次のような工事においては「交替制による週休2日制工事」の対象とする。なお、「交替制による週休2日制工事」は当面の間、試行として実施する。
 - (1)休日に作業が必要な工事
 - (2) 社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事

(現場閉所による週休2日制工事)

- 第4条 現場閉所による週休2日制工事とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状況をいい、「週単位の週休2日(完全週休2日)」「月単位の週休2日」または「通期の週休2日」のいずれかをいう。
 - (1) 週単位の週休2日(完全週休2日) 対象期間内のすべての週において、1週間に2日以上(原則土曜日、日曜日)の現場閉 所を行ったと認められる状態をいう。
 - (2) 月単位の週休2日 対象期間内のすべての月において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態 をいう。
 - (3) 通期の週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - 2 対象期間は、現場着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、年末年始の6日間(12月29日~1月3日)、夏期休暇3日間(8月14日~16日)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間のほか、受注者の責によらず現場閉所ができない期間等は含まないものとする。

なお、やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする内容に該当する期間」を設定する場合には必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとする。工事着手後に受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じた場合は、受発注者間で協議して当該期間を対象外とすることができる。

- 3 現場閉所とは、現場事務所等で事務作業を含めて1日を通じ、現場や現場事務所が閉鎖された状態とする。ただし、現場安全点検や巡視パトロール等、現場管理上最低限必要な作業は実施してもよいものとする。
- 4 月単位の週休2日について、暦上の土曜日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土 日の合計日数以上に閉所を行っている場合には4週8休以上の閉所を行ったとみなす。

なお、降雨、降雪等の自然的な事象による予定外の現場閉所日についても、閉所日数に含めるものとする。

(交替制による週休2日制工事)

- 第5条 交替制による週休2日制工事とは、対象期間において当該現場に従事した技術者及び技能 労働者が交替しながら4週8休以上の休日の確保を行ったと認められる状況をいい、「週単位 の週休2日」、「月単位の週休2日」、「通期の週休2日」をいう。
 - 2 対象期間とは、技術者及び技能労働者の当該現場への従事期間とする。下請企業については、施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。また、年末年始の6日間(12月29日~1月3日)、夏期休暇3日間(8月14日~16日)、工事製作のみを実施している期間、工事全体を一時休止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間のほか、受注者の責によらず休日取得ができない期間は含めないものとする。なお、やむを得ず「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外としている作業と期間を設計図書に明示するものとする。工事着手後に、受注者の責によらず現場閉所を余儀なくされる期間が生じた場合は、受発注者間で協議して当該期間を対象外とすることができる。

なお、交替制による休日取得の評価は、第4条第1項によらず次の(1)から(3)状態によるものとする。休日率とは当該現場に従事する技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合のことをいい、休日とは当該現場に従事する技術者及び技能労働者が1日を通じて現場作業(現場事務所での事務作業を含む)を行っていない状態をいう。休日には、降雨、降雪等の自然的な事象による予定外の休日も含むものとする。

(1)週単位の週休2日

対象期間のすべての週において、休日率が28.5%以上(2日/7日)以上となる休日を確保したと認められる状態をいう。

(2) 月単位の週休2日

対象期間内のすべての月において、休日率が28.5%(8日/28日)以上となる休日を確保したと認められる状態をいう。

(3) 通期の週休2日

対象期間内において、休日率が28.5%(8日/28日)以上となる休日を確保したと認められる状態をいう。

(発注方式)

第6条 週休2日制対象工事における発注方式は、次のいずれかの方式によるものとする。

発注者指定型

発注者が、現場閉所による週休2日制工事に取り組むことを指定する方式とする。

受注者希望型

発注者指定型を除く週休2日制対象工事で、受注者が契約締結後工事着手日(工期の始期日) までに発注者に対して「現場閉所による週休2日制工事」または「交代制による週休2日制工 事」の何れかに取り組む旨を協議した上で取り組む方式とする。

- 2 前項の(1)及び(2)の各方式の適用基準は、以下の各号による。
 - (1) 発注者指定型

第4条に規定する対象工事のうち、当初工期が土地改良事業工事関係積算基準(栃木県 農政部)による土地改良工事の標準工事日数(積み上げによる工期を算定した場合にはそ の日数)以上の期間を確保している工事は、発注者指定型として発注することを原則とす る。

(2) 受注者希望型

第3条に規定する対象工事のうち、前号(1)に該当しない全ての工事

(発注者指定型の協議)

第7条 受注者は、工事着手日(工期の始期日)までに、現場閉所または休日取得の計画を「様式ー 1」により、発注者に提出するものとする。

(受注者希望型の協議)

- 第8条 受注者は、週休2日制工事を希望する場合、工事着手日(工期の始期日)までに、現場閉所 または休日取得の計画を「様式-1」により、発注者に提出するものとする。
 - 2 なお、「交替制による週休2日制工事」を希望する場合には、「現場代理人及び主任技術者等専任通知書」により通知した各者の休日取得時の職務代理者をあらかじめ指定し、「様式-1」及び「施工計画書」に記載することとする。追加や変更が生じた場合には、必要事項を「工事打合せ簿」に記載し事前に提出すること。

(週休2日制工事の実施)

- 第9条 週休2日制工事を実施するにあたり、受注者は、現場着手日までに提出する施工計画書において、別に定める参考様式「休日取得計画書及び実施書」等(現場閉所または休日取得の計画及び履行実績、現場閉所率実績の記載があるもの)を添付し、監督員に報告すること。また、現場閉所の計画を変更する場合は、事前に監督員へ報告するものとする。
 - 2 地元対応やコンクリート打設後の養生期間、降雨や降雪等の自然現象などやむを得ない場合は、作業予定日を休工した場合は、当該作業日を休工日に振り替えることができる。この場合、修正した休日取得計画書及び実施書を、速やかに監督員に提出すること。
 - 3 「交替制による週休2日制工事」の場合、作業状況等により当該工事に従事する技術者及び 技能労働者の休日を変更することができるものとし、その際「休日取得計画書及び実施書」等 の事前提出は不要とする。ただし、計画外の現場閉所を行う場合には、事前に監督員に報告す

(履行実績の確認)

第 10 条 受注者は、栃木県土木工事共通仕様書(栃木県農政部)に定める履行報告に添付するとともに「休日取得計画書及び実施書」等により状況を監督員へ報告するものとする。また、対象期間の履行実績について記載した「休日取得計画書及び実施書」等を工事完了日までに提出するものとする。

なお、履行実績の確認は、「取得計画書及び実施書」によるほか、受注者が希望する場合に は以下に示す既存書類等を活用した方法とすることができる。

- (1) 出勤簿等の技術者及び技能労働者の現場への入退場状況の確認が可能な資料
- (2) 作業記録や KY 活動記録等の現場の状況や従事者の確認が可能な資料
- (2) その他、現場閉所の状況または休日取得の確認が可能な資料

(発注者の配慮)

- 第11条 発注者は、受注者が円滑に週休2日制工事を実施できるように下記の事項に配慮するものとする。
 - (1) 週休2日制工事の妨げになるような指示等は行わないものとする。
 - (2) 受注者からの協議等には速やかに対応するものとする。
 - (3) 余裕期間制度についても積極的に活用するとともに、適切な工期の設定に努めるものとする。なお、受注者の責によらない次に示すような理由により工期の変更が必要な場合は、書面による受発注者協議により、適切な工期の変更を行うものとする。
 - ア 工程上の条件に変更が生じた場合
 - イ 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
 - ウ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(工事成績評定)

第 12 条 発注者は、受注者の週休 2 日制工事の取組に対し、発注方式ごとに、現場閉所の履行実績に応じ、下表の加点減点を行う。

現場閉所の状況	発注者指定型	受注者希望型
通期の週休2日	加点なし	1点
月単位の週休2日	2 点	2点
週単位の週休2日 (完全週休2日)	3点	3点
通期の週休2日未満	-1点 (受注者に責の場合)	減点なし

- ※1 加点は、主任監督員の評価項目「創意工夫」で行う。成績評定における得点割合 は0.4 であるため、工事成績評定の加点は0.4 を乗じた点数となる。
- ※2 加点は、工事着手日(工期の始期日)までに計画した現場閉所日または休日取得の状況によらず、現場閉所の実績に応じ加点を行う。

(経費の補正)

- 第13条 経費の補正は、対象期間中の現場閉所状況または休日取得の履行実績に応じ下表の補正係数を乗じた補正を行うものとする。ただし、通期の週休2日は経費補正の対象としない。
 - 2 市場単価方式・土木工事標準単価における経費の補正は、現場閉所の履行実績に応じ、別表 1,2に示すとおりの補正係数を乗じた補正を行うものとする。(交替制による週休2日制工 事においても同様とする。)
 - 3 見積による場合には、徴収時に補正が重複しないよう留意するものとする。
 - (1) 現場閉所による週休2日

ア補正係数

	週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上)
労務費	1.02	1.02
共通仮設費 (率分)	1.05	1.04
現場管理費(率分)	1.06	1.05

イ 補正方法

- ○労務費 = 労務合計×週休2日補正係数
- ○共通仮設費(率分) = 対象金額×共通仮設費率×施工地域を考慮した補正係数 ×週休2日補正係数
- ○現場管理費(率分) = 対象金額×現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数 ×週休2日補正係数

① 発注者指定型

発注者は、当初積算においては通期の週休2日の達成を前提とし補正は行わず、現場 閉所の履行実績に応じて補正分を乗じ契約変更するものとする。

なお、労務費の補正対象は、栃木県公共工事実施設計労務資材単価表Ⅱ労務(49種) 及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

② 受注者希望型

受注者希望型の経費補正は、当初設計では計上せずに、工事完成日までに補正して契約変更するものとする。この場合、「様式-1」で選択した現場閉所または休日取得の計画によらず、現場閉所または休日取得の実績により補正する。

なお、労務費の補正対象は、栃木県公共工事実施設計労務資材単価表Ⅱ労務(49種) 及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

(2) 交替制による週休2日

ア 補正係数

	週単位の週休2日 (休日率 28.5% (2日/7日)以上))	月単位の週休2日 (休日率 28.5% (8日/28日)以上))
労務費	1.02	1.02
現場管理費 (率分)	1.03	1.02

※一時的に従事した技術者及び技能労働者は、対象外とする。

イ 補正方法

発注者は、当初積算において交替制による通期の週休2日の達成を前提とした補正は

行わず、工事完成時に休日率の達成状況を確認後履行実績に応じ上記(1)の補正係数により契約変更するものとする。

(発注者指定型による発注手続)

第14条 発注者指定型で発注する場合は、発注者は、週休2日制工事であることをあらかじめ入札 公告等で明示するものとする。なお、適用する週休2日制工事の種類は「現場閉所による週休 2日制工事」とする。

(受注者希望型による発注手続)

第15条 発注者希望型で発注する場合は、発注者は、週休2日制工事の対象であることをあらかじめ入札公告等で明示するものとする。なお、適用する週休2日制工事の種類は「現場閉所による週休2日制工事」及び「交替制による週休2日制工事」の2種類とする。

(施行)

第16条 本要領は、令和7(2025)年10月10日以降に起工伺いする工事から施行する。 なお、この要領施行前の工事については従前の要領による。

(その他)

第17条 その他必要事項な事項は別に定まる。

附則

- この試行要領は、令和元(2019)年10月10日から施行する。
- この試行要領は、令和3(2021)年6月10日から施行する。
- この試行要領は、令和3(2021)年10月10日から施行する。
- この試行要領は、令和4(2022)年4月10日から施行する。
- この試行要領は、令和5(2023)年10月10日から施行する。
- この要領は、令和6(2024)年10月10日から施行する。
- この要領は、令和7(2025)年10月10日から施行する。

(別表1) 市場単価方式における週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

	区分	補 正	係 数
4D 4/J		週 単 位	月 単 位
鉄筋工 (太径鉄筋を含む)		1.02	1. 02
鉄筋工(ガス圧接)		1.01	1. 01
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1. 00
	撤去	1.02	1. 02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1. 01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1. 01
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1. 02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1. 01
道路付属物設置工	設置	1.01	1. 01
坦 昭的	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1. 01
吹付枠工		1.01	1. 01
軟弱地盤処理工		1.01	1. 01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1. 01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1. 02
橋面防水工		1.01	1. 01

[※]本表以外に、栃木県県土整備部週休2日制工事実施要領に記載のある市場単価も補正の対象とする。

(別表2)

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名	称	区分	補 正	係 数
			週 単 位	月 単 位
区画線工			1.02	1.02
排水構造物工			1.02	1.02
コンクリートブロッ	ク積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工		機械	1.01	1.01
		人力	1.02	1.02
橋梁塗装工			1.01	1.01

[※]本表以外に、栃木県県土整備部週休2日制工事実施要領に記載がある土木工事標準単価も補正の対象とする。